

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（1）地域医療の拡充について

①不妊症・不育症の助成金制度について

不妊治療は医療保険が適用されず、高額な医療費がかかることから、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」助成制度の拡充について、引き続き国に対して強く要望すること。また、府内の助成制度の利用状況を把握し、ホームページやチラシだけでなく、メディアを利用し、助成制度について広くアピールすること。加えて、流産や死産を繰り返す不育症治療について、医療保険適用外助成事業を行っている市町村もあることから、大阪府として独自支援策を検討すること。

（回答）

不妊に悩む方の特定不妊治療への助成については、平成27年度国補正予算により、初回助成額の増額と男性不妊治療への助成が拡大されたところです。今後とも、助成制度の拡充について、引き続き、国に対して強く要望してまいります。

また、特定不妊治療支援事業の広報については、ホームページの開設やチラシの配布はもとより、府政だよりや市町村の広報誌等を活用し、広く周知を図っているところです。

一方、不育症治療助成事業への府独自の支援については、不育症の定義が定まっておらず、検査をしても原因不明となる可能性が高いことに加え、府独自での助成実施は困難な状況にあるため、引き続き、国に対して、不育症の検査・治療についての研究を進め、その研究成果の評価検証を行い自治体等への適切な情報提供を行うこと、国において専門機関との研究により、効果が認められる治療及び必要な検査を医療保険の適用対象とすることなど支援策を講じるよう、要望してまいります。

（回答部局課名）

健康医療室 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（1）地域医療の拡充について

②予防医療の促進について

健康日本 21（第 2 次）において、「健康寿命の延伸」が中心課題となっており、健康増進・疾病予防が担う役割は極めて大きい。大阪府においても「健康寿命延伸プロジェクト事業」が今年度予算化されているが、日常生活に制限のない期間の平均が、男性 44 位、女性 45 位と全国平均よりも短い状況にある。健康寿命の延伸が図られるような予防医療について、府内全市町村に広く周知し、府民が積極的に関わられるよう取り組みを強化すること。

（回答）

健康寿命の延伸を図るためには、府民一人ひとりの健康づくりに対する意識の向上と実践が不可欠です。そのため、市町村による住民の健康づくり、及び中小企業等による従業員の健康づくりを推進する「健康寿命延伸プロジェクト事業」を平成 27 年度から開始しています。本プロジェクトにより府民の健康増進や特定健診・がん検診の受診率の向上につなげ、低迷する府民の健康寿命の延伸を図ってまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 健康づくり課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（2）医療人材の勤務環境・処遇改善にむけて

地域の医療人材を確保・定着させるための勤務環境の改善促進拠点である「医療勤務環境改善支援センター」の運営が(一社)大阪府私立病院協会に委託されている。医師、看護師不足は解消されることなく一層深刻な問題となっており、コメディカル、薬剤師等にとっても公平な改善策が講じられるよう直営方式をめざすこと。また、当センターの運営協議会は、主に医療関係団体が構成員となっていることから、偏った運営にならないよう、大阪府として管理監督を強化すること。

（回答）

本府では、日々医療現場において生じている勤務環境改善・人材確保などの課題に取り組み、勤務環境を改善することで、医療従事者の確保・定着および経営の安定化を支援するため、平成27年1月に大阪府医療勤務環境改善支援センターを一般社団法人大阪府私立病院協会内に設置しました。

当センターでは、病院の経営者を対象とした研修会を開催するとともに、院長や経営者からの働きがいのある職場にするための方策などに係る相談に対し、センターのスタッフが、過去に同じような課題を解決したモデルとなる病院を紹介し、意見交換や現場視察などの機会を通じて、医療機関同士が助言や情報提供等を行う「ピアカウンセリング」の手法で課題解決に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（3）医療・介護サービスの連携と強化について

①地域包括ケアシステムの実現に向けて

2025 年を念頭に置いた「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域医療構想を策定することが義務付けられている。その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化連携を推進するための具体策を盛り込むこと。また、協議の場である地域医療構想調整会議においては、保健医療協議会委員の意見を聴くだけでなく、被用者保険者、住民、保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）など、医療提供者に偏ることなく、広範囲な意見を集約すること。

（回答）

平成 37 年（2025 年）に団塊の世代が 75 歳以上となるなど、高齢化が一層進展する中、平成 26 年の医療介護総合確保推進法の成立及び医療法の改正により、地域における医療機能の分化・連携の充実等を図り、効果的で効率的な医療提供体制の構築に向け、現行の保健医療計画の一部として都道府県が地域医療構想を策定することとなりました。

地域医療構想の内容は、大きくは「2025 年の二次医療圏別の医療需要と必要病床数の推計」、「将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策」であり、「病床の機能分化・連携」、「在宅医療等の充実」、「医療従事者の確保・養成」を一層推進するものです。

特に「在宅医療等の充実」については、「地域包括ケアシステムの構築」や「医療と介護の連携」による推進が不可欠と考えています。

今後、市町村、関係機関等とも連携し、将来の医療提供体制の構築に取り組めます。

また、地域医療構想に関する協議は、医療関係者以外に市町村、医療保険者、社会福祉協議会からも参画いただくなど、幅広く意見を聞いて進めています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（3）医療・介護サービスの連携と強化について

②介護サービス事業者等に対する指導・監査について

介護労働者の賃金改善効果を継続する観点から創設された「介護職員処遇改善加算」は、給与等の上積みに対する手当である。介護サービス事業者等の不正な取り扱いがないよう、安定的な処遇改善、基本給による賃金改善が確実に算定されているか、厳正な指導・監査を強化すること。また、更なる処遇改善加算が増額されるよう、国に働きかけること。

（回答）

「介護職員処遇改善加算」は、平成 24 年 4 月より介護職員の処遇改善に充てることを目的として創設された加算であり、平成 27 年 4 月報酬改定では、現行の加算の仕組みに加えて新たに上乘せ評価を行うなどの拡充が図られたところです。

介護サービス事業者等に対する指導及び監査は、介護保険法の規定に基づき計画的かつ必要に応じて適宜実施しているところであり、「介護職員処遇改善加算」においても適正な取扱いがなされるよう、今後とも指導に努めてまいります。

また、介護現場を、魅力ある職場とするには、将来を展望できるよう、一時的な処遇改善でなく、継続的に取り組むことが重要と考えています。このため大阪府では、介護職員の処遇改善が恒久的な制度となるよう国に要望しており、今後も、引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

高齢介護室介護事業者課

高齢介護室介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（3）医療・介護サービスの連携と強化について

③認知症行方不明者対策の強化にむけて

認知症の行方不明者が年々増加し、都道府県別では大阪が最も多くなっている。早急に府内全市町村に亘るネットワークが構築されるよう指導し整備すること。また、警察署に「身元不明迷い人台帳」を備え付け、全国の警察署や市町村で取り扱っている身元不明の迷い人を照合できるシステムを府内市町村に広く周知し、取り組みを強化すること。

（回答）

認知症の方やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域で支えていくことが重要であると認識しています。

特に、認知症が原因で徘徊する高齢者に対しては地域で認知症の方を見守るネットワークを構築していくことが有効な手段であり、府内では、約 9 割の市町村において、高齢者を見守る SOS ネットワークが構築されており、来年度には、すべての市町村において構築されるよう働きかけてまいります。

また、「身元不明迷い人台帳」については、平成 26 年 9 月に全国で初めて府内の全警察署に整備されており、府としても身元不明者を保護する市町村と連携をしながら、本閲覧制度が実効性のあるものとなるよう取り組んでいます。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（4）障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

①障がい者への虐待防止・予防に向けて

大阪府における 2013 年度の障がい者に対する虐待への相談・通報・届け出件数が、全国で最も多い状況にある。大阪府に報告された府内市町村ごとの対応状況を公表し、大阪府として対策を講じること。

（回答）

障がい者虐待の通報件数が多いことについては、通報義務などの障害者虐待防止法の趣旨が府民に理解され、虐待の相談・通報が積極的になされ、行政も通報のあった事案について適切な対応に努めているものと考えます。

市町村ごとの通報件数、虐待対応件数については、1 件、2 件の市町村などでは公表することで個別の虐待ケースが特定されることがあり慎重な取扱いが必要と考えております。

市町村によっては通報受理件数が少ないところもあり、施行後まだ日も浅く対応に地域差があることも見込んで、今後とも市町村と共に通報等の意識醸成を図るため啓発をしていく必要があると考えています。

平成 26 年度より対応状況の多い市町村（圏域ごとに 1 市町村）と共にワーキングを行っており、通報のあった事案を記載し進捗管理できる虐待対応台帳の作成及びその使用の普及や、実務者の意見を踏まえた障がい者虐待対応マニュアルの改訂に取り組んでいます。今年度末には府内市町村に向け、市町村からの先進的な取組みの紹介や、市町村担当者間での意見交換の場をもつこととしています。

また、今後とも市町村職員向け研修（初任者研修、現任者研修）の実施や、個別困難ケースの検討へは弁護士、社会福祉士の専門職の派遣を行い対応力の向上を図って参ります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（4）障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

②障害者差別解消法の体制整備について

障害者差別解消法が来年4月より施行される。「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されるが、民間事業者に対しては「合理的配慮の提供」は努力義務となっている。大阪府として考えられる事例を多く挙げ広く周知するとともに、着実な定着に向けた体制整備を進めること。

（回答）

府では、平成27年3月に、障がいを理由とする差別について、基本的な考え方や具体的事例等を記載し、府民の皆様の関心と理解を深めるため、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を策定・公表しました。

ガイドラインでは、不当な差別的取扱いとなりうる事例や望ましい合理的配慮の具体例を府民生活に深く関わる分野ごとに、障がい者と事業者間のやりとりを想定しながら記載しています。

併せて、今年度は、企業等における障がい理解を深めるため、障がい当事者等の講師を派遣して、企業等のニーズに応じた出前講座を行う事業を実施しております。

障害者差別解消法は、国及び地方公共団体が、差別の解消に向け、必要な相談、紛争の防止・解決の体制整備及び啓発活動を行うことを規定しています。

府では、この大阪府障がい者差別解消ガイドライン等による啓発活動と、条例による相談、紛争の防止・解決の体制を車の両輪として、差別解消に取り組むこととしており、条例については、2月定例会に条例案を上程し、法と同時の施行をめざしています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（4）障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

③障がい者とインクルーシブな社会（共生社会）の実現に向けて

障がい児・者の保護者は、日常生活の介護による負担が重く、就労の継続を断念せざるを得ない状況が多くみられる。障がい児・者を支えながら働き続けることができるよう、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。併せて、障がいのある子どもが保育所や幼稚園、学校から排除されず、地域のニーズに合った教育を受けられるための環境整備を強化すること。

（回答）

府教育委員会では、障がいのある幼児・児童・生徒が地域の学校園へ安心して通えるよう、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、支援学校、支援学級だけでなく、通常の学級や高等学校における環境づくりなど、取組みを進めているところです。

教職員が障がいに対する理解や認識を深め、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育が行われるよう、毎年、府内小・中・高等学校教員等を対象に障がい理解教育研修を実施するとともに、他部局との連携の中で、幼稚園等教員を対象に研修する機会を設けております。

また、指導資料『「ともに学び、ともに育つ」支援教育のさらなる充実のために』を各学校園に配付しており、各学校園においては、本冊子を活用しながら、障がい理解教育の充実を図っているところです。

（回答部局課名）

教育委員会事務局 教育振興室 高等学校課

教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課

教育委員会事務局 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（4）障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

③障がい者とインクルーシブな社会（共生社会）の実現に向けて

障がい児・者の保護者は、日常生活の介護による負担が重く、就労の継続を断念せざるを得ない状況が多くみられる。障がい児・者を支えながら働き続けることができるよう、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。

併せて、障がいのある子どもが保育所や幼稚園、学校から排除されず、地域のニーズに合った教育を受けられるための環境整備を強化すること。

（回答）

家族の休養や急病等の際に利用できる短期入所や生活介護のサービスは、障がい者及びその家族の地域での生活を支える基盤として重要であると認識しています。

大阪府では、障がい者が自らの選択により障がい福祉サービス事業所等において必要なサービスが受けられるよう、引き続き市町村と連携し必要な基盤整備の確保に努めてまいります。

より一層の事業者参入を促進するため、障がい福祉サービス事業所の人員配置基準や報酬額について必要な改善を図られるよう、国に対し要望しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（5）子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

①全自治体の高位平準化にむけて

実効ある子ども・子育て支援が全市町村で着実に実施されるよう、大阪府として進捗状況を把握し、対策を強化すること。また、自治体の好事例等については、情報共有を図り高位平準化をめざすこと。

（回答）

平成27年3月に策定した子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画（「子ども総合計画」）では、市町村の事業量を積み上げて府域全体の目標量としていることから、その達成度の把握に努めることとしています。

また、この計画の目標達成に向け、本年度から新子育て支援交付金を創設し、市町村の子育て支援の取り組みに対する支援を拡充いたしました。

今後とも全市町村において実効ある子ども・子育て支援が実施されるよう、必要な助言や自治体における好事例等の情報提供を進め、市町村を支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども室 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（5）子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

②待機児童の解消について

2014 年度 4 月 1 日時点における大阪の待機児童数は、前年より 266 人減少しているが、全国でワースト 4 位とまだまだ多い状況にある。保育士や幼稚園教諭の処遇改善策や公立保育所の維持・増設など、待機児童解消にむけた具体策を明確に示し、対策を講じること。

（回答）

平成 27 年 4 月より、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。市町村において、待機児童解消加速化プランに基づき、保育の受け皿拡大に努めてきたところではありますが、今年度より保育所等の利用対象者がパートタイムで働く保護者等についても対象となるなど拡大されたため、申込児童数が増大し、待機児童が増加したところです。

市町村においては、こうした新たな保育ニーズに応えるよう、保育所等の施設整備を通じた保育の量的拡大を進める取組みを行っており、府としても、安心こども基金を活用した積極的な助成を行うなど、引き続き待機児童解消に取り組む市町村を支援してまいります。

保育士等の処遇改善の取組みとしては、平成 27 年度から国の制度により、職員の平均勤続年数や賃金改善・キャリアアップの取組みに応じた人件費の加算を図る「施設型給付費等に係る処遇改善等加算」が導入されております。

府としては、引き続き、保育サービスの充実を進める市町村を全面的にバックアップし、きめ細かで多様な保育サービスが提供されるよう支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども室 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（5）子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

③病児・病後児保育の充実にむけて

地域における病児・病後児保育を推進するための医療機関併設型施設への助成金の拡充や、医療機関と保育施設等との連携強化を図るための財政支援を行うなど、大阪府として対策を講じること。

（回答）

病児保育事業の実施にあたっては、利用実績に関わらず、看護師などの配置が必要であることを考慮して、補助単価を見直し必要な経費に見合った額を基本の単価とするよう、これまでも国に対し要望してきたところです。平成 27 年度においては、病児対応型・病後児対応型における「改善分」として、利用児童数が少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合について人件費が加算されるとともに、体調不良児対応型における看護師等の配置要件が緩和されました。また、医療機関内や医療機関併設などの病児保育施設において、病児保育の利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を国庫補助の要件としない扱いが示され、病児保育事業の国庫補助要件が緩和されています。引き続き、必要な財源が確保できるよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども室 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。